

平成25年3月31日に中小企業診断士の登録の有効期間が満了される方への更新登録に関する早期申請の御協力をお願い

平成24年11月16日
中小企業庁経営支援課

平成25年3月31日に中小企業診断士の登録の有効期間が満了される方が多数おられ、平成25年3月中に全ての方の更新登録申請を受理した場合、その処理に相当な期間を要することから、下記の方法により早期受付をさせていただきたく、御協力方よろしくお願ひ申し上げます。

記

1. 対象となられる方

中小企業診断士登録証（裏面最下段）記載の「有効期間」が、
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
となっている方

2. 受付期間

平成25年1月7日(月)～平成25年3月25日(月)必着

3. 更新後の新しい登録証の送付の時期

① 上記受付期間に申請をしていただいた方へは、平成25年4月中に、

② 上記受付期間外に申請をされた方へは、平成25年5月中に、

御自宅あて簡易書留郵便にて送付いたします。

4. 預り証の交付

登録証の預かり期間が長期におよぶこと及び更新後の新しい登録証の送付に時間を要することから、御希望の方へは、「中小企

業診断士登録証預り証」を交付させていただきます。

なお、御希望される方は、御面倒ですが次の2点について御準備いただき、申請書類と併せて御提出願います。当該申請書類の形式審査後、受理可能であることが確認でき次第、預り証原紙に受付印と担当者印を押印し、速やかに送付させていただきます。

①「中小企業診断士登録証預り証」原紙（2枚）

②定型サイズ（短辺9cm～12cm、長辺14cm～23.5cm）の返信用封筒（預り証送付先を記載し、80円切手を貼ったもの。）

【「中小企業診断士登録証預り証」原紙の作り方】

Step1：5ページの「中小企業診断士登録証預り証」を印刷していただき、＜表面＞枠内に登録証を表面（氏名・生年月日等の記載のある面）が見える状態でセロハンテープ等により簡易的にはり付け、コピー機等で1度目の複写（1枚）をしてください。（6ページ「見本1」参照）

Step2：1度目の複写を行った用紙（登録証の表面が複写されたもの）の＜裏面＞枠内に登録証を裏面（備考・有効期間の記載のある面）が見える状態でセロハンテープ等により簡易的にはり付け、コピー機等で2度目の複写（2枚）をしてください。（7ページ「見本2」参照）

5. 申請書類等の提出方法及び送付先

【提出方法（原則として、郵送での提出をお願いします。）】

郵送（受付時間：10時～12時、14時～17時）

【送付先】

〒100-8912

東京都千代田区霞が関1-3-1

中小企業庁経営支援課 中小企業診断士担当あて

※ 大切な書類です。「特定記録」等の配達状況が確認できる確実な方法により送付されることをお勧めいたします。

（9、10ページの各種申請書類等送付先ラベルを御活用ください。）

6. 更新要件

更新登録をするためには、登録の有効期間内に「新たな知識の補充」と「実務の従事」の2つの要件を両方とも満たしていることが必要です。いずれか一方の要件を満たしただけでは更新登録することはできません。

(1) 「新たな知識の補充」として、次のいずれかを5回以上行って

いること。

- a. 経済産業大臣が登録した機関が行う理論政策更新研修の受講
- b. 中小企業基盤整備機構（中小企業大学校）が行う理論政策研修の受講
- c. 経済産業大臣が登録した機関が行う論文審査に合格
- d. 上記 a.又は b.の研修の1回の日程を通じた指導

【参考：登録研修機関（平成24年11月1日現在）】

（社）中小企業診断協会 URL：<http://www.j-smeca.jp/>

（株）実践クオリティシステムズ URL：<http://www.jqs.jp>

（株）経営教育総合研究所 URL：<http://www.keieikyoku.co.jp>

（株）あきない総合研究所 URL：<http://www.akinaisouken.jp/>

- (2) 「実務の従事」として、次に掲げる業務等のいずれかを行うことにより、その合計点を30ポイント以上獲得していること。
 - a. 都道府県等支援センター等が行う中小企業に対する経営診断・助言業務又は窓口相談業務に従事。
 - b. 中小企業に対する経営診断・助言業務に従事。等

7. 更新に必要な書類等

- ① 中小企業診断士登録申請書（様式第1、下記「8.その他」参照）

② 中小企業診断士登録証（現在お持ちの登録証）

※ 登録証を紛失されている場合は、様式第7「中小企業診断士登録証再交付申請書」に必要事項を記載の上、登録証に代え御提出ください。（ただし、登録証の再交付は行いません。）

- ③ 更新の要件を満たしていることを証明する書類

（研修修了証明書、実績証明書等 様式第15～21）

※ 研修修了証明書を紛失された場合は、研修を受講した機関より再交付を受けることができます。平成18年4月1日から施行した制度改正に伴い、証明書の様式等が変更されていますので御注意ください。

- ④ 預り証の交付を御希望の方は、「中小企業診断士登録証預り証」原紙2枚と返信用封筒（上記「4.預り証の交付」参照）

8. その他

- 更新登録に係る手数料等は不要です。
- 申請書等の様式は中小企業庁ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードして御使用ください。

なお、当ホームページには中小企業診断士制度に係るQ & Aも掲載しておりますので、御参考にしてください。

<様式及びQ & A> (中小企業庁ホームページ)

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/koyou/shindanshi_youshiki.htm

(お問い合わせ先)

中小企業庁経営支援課 中小企業診断士担当

電話：03-3501-1763

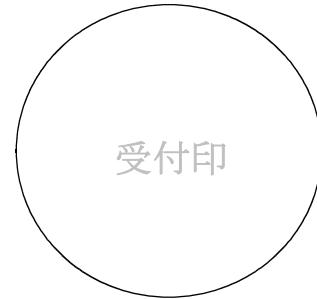
中小企業診断士登録証預り証

次の中小企業診断士登録証は、有効期間の更新の登録の申請のため、経済産業大臣あて提出を受け、経済産業省において預かり中であることを証明する。

経済産業省 中小企業庁
経営支援部経営支援課

<表 面>

登録証を表面が見える状態で簡易的に「はり付け」、1度目の複写（1枚）をしてください。



<裏 面>

1度目の複写を行った用紙に登録証を裏面が見える状態で簡易的に「はり付け」、2度目の複写（2枚）をしてください。

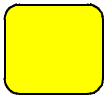
証明期限：平成25年5月31日

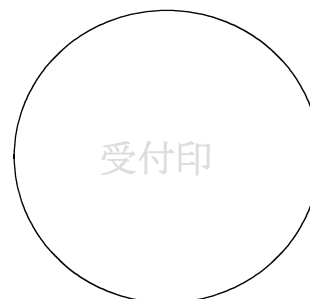
中小企業診断士登録証預り証【見本1】

次の中小企業診断士登録証は、有効期間の更新の登録の申請のため、経済産業大臣あて提出を受け、経済産業省において預かり中であることを証明する。

経済産業省 中小企業庁
経営支援部経営支援課

<表 面>

中小企業診断士登録証	
氏 名	年 月 日生
	登録番号 有効期間 裏面に記載
上記の者について、中小企業支援法第11条第1項 の登録をしたことを証明します。 年 月 日	
経済産業大臣	



1 度目の複写後の見本

<裏 面>

1 度目の複写を行った用紙に登録証を裏面が見える状態で簡易的に「はり付け」、2 度目の複写（2 枚）をしてください。

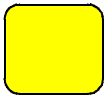
証明期限：平成25年5月31日

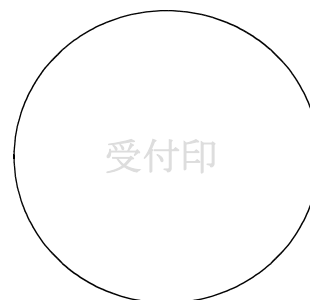
中小企業診断士登録証預り証【見本2】

次の中小企業診断士登録証は、有効期間の更新の登録の申請のため、経済産業大臣あて提出を受け、経済産業省において預かり中であることを証明する。

経済産業省 中小企業庁
経営支援部経営支援課

<表 面>

中小企業診断士登録証	
氏 名	年 月 日生
	登録番号 有効期間 裏面に記載
上記の者について、中小企業支援法第11条第1項 の登録をしたことを証明します。 年 月 日	
経済産業大臣	



2度目の複写後の見本

<裏 面>

(備考)

- 1 登録証を汚し、損じ、又は失ったときは、経済産業大臣に再交付を申請できる。(中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第14条)
- 2 氏若しくは名、住所、勤務地又は勤務先に変更があったときは、経済産業大臣に登録の変更を申請するとともに、その変更の結果この登録証の記載事項の訂正を要するときは、申請書に添付して提出すること。(同規則第13条第1項)
- 3 この登録証は、他人に貸与したり、譲渡してはならない。
- 4 有効期間の経過等により登録を削除されたときは、遅滞なく、この登録証を返納すること。

初回登録日
有効期間

証明期限：平成25年5月31日

各種申請書類等送付先ラベル

各種申請等（登録申請書（新規・更新・再登録）、休止申請書、再交付申請書、業務再開申請書、消除申請書、登録事項変更届）の送付当たっては、「登録証」や「各種証明書類」といった重要書類を添付していただく必要があることから、郵送中の事故等による「紛失」や「紛失に伴う個人情報の漏えい」が懸念されます。

また、中小企業庁では、各種申請等を受理しなければ登録（新規・更新・再登録）、休止、再交付、業務再開、消除、登録事項変更の処理が行えません。よって、郵送中の事故等により中小企業庁に各種申請書類が届いていないことを知らないままにされますと、①申請期限を過ぎてしまったり、②住所等の登録事項の変更がなされず中小企業庁からの重要な御案内等を受理できないといった事態が予想され、最悪の場合「登録が消除されてしまう等」の思わぬ不利益を被る可能性があります。

つきましては、各種申請書類等を中小企業庁に御送付いただく際には、「**特定記録**」等の配達状況が確認できる確実な方法により送付されることを**お勧め**いたします。なお、**強制するものではありません。**

- ◆ 送付先ラベルを点線で切離し、封筒に貼って御使用ください。
- ◆ お問い合わせ先：03-3501-1763
(中小企業診断士業務担当)
- ◆ 下記郵便料金は、平成24年11月1日現在のものであり御送付時に御確認願います。

特定記録

〒100-8912

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 中小企業庁

経営支援部 経営支援課

中小企業診断士担当 行

※郵便料金：

基本料金+160円(加算)

簡易書留

〒100-8912

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 中小企業庁

経営支援部 経営支援課

中小企業診断士担当 行

※郵便料金：

基本料金+300円(加算)

(損害要償額5万円まで)

一般書留

〒100-8912

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 中小企業庁

経営支援部 経営支援課

中小企業診断士担当 行

※郵便料金：

基本料金+420円(加算)

(損害要償額10万円まで)

さらに5万円ごとに+20円(上限500万円)

一般書留

配達証明

〒100-8912

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 中小企業庁

経営支援部 経営支援課

中小企業診断士担当 行

※郵便料金：

基本料金+420円(一般書留加算)+300円(加算)差出時

(差出後に依頼される場合は、+420円(加算)となります。)

(損害要償額は一般書留参照)

〒100-8912

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 中小企業庁

経営支援部 経営支援課

中小企業診断士担当 行

※郵便料金：基本料金

この方法により発送された場合、中小企業庁への到着の確認が確保できないため、郵便事故等により思わぬ不利益を被る可能性があることに御留意ください。